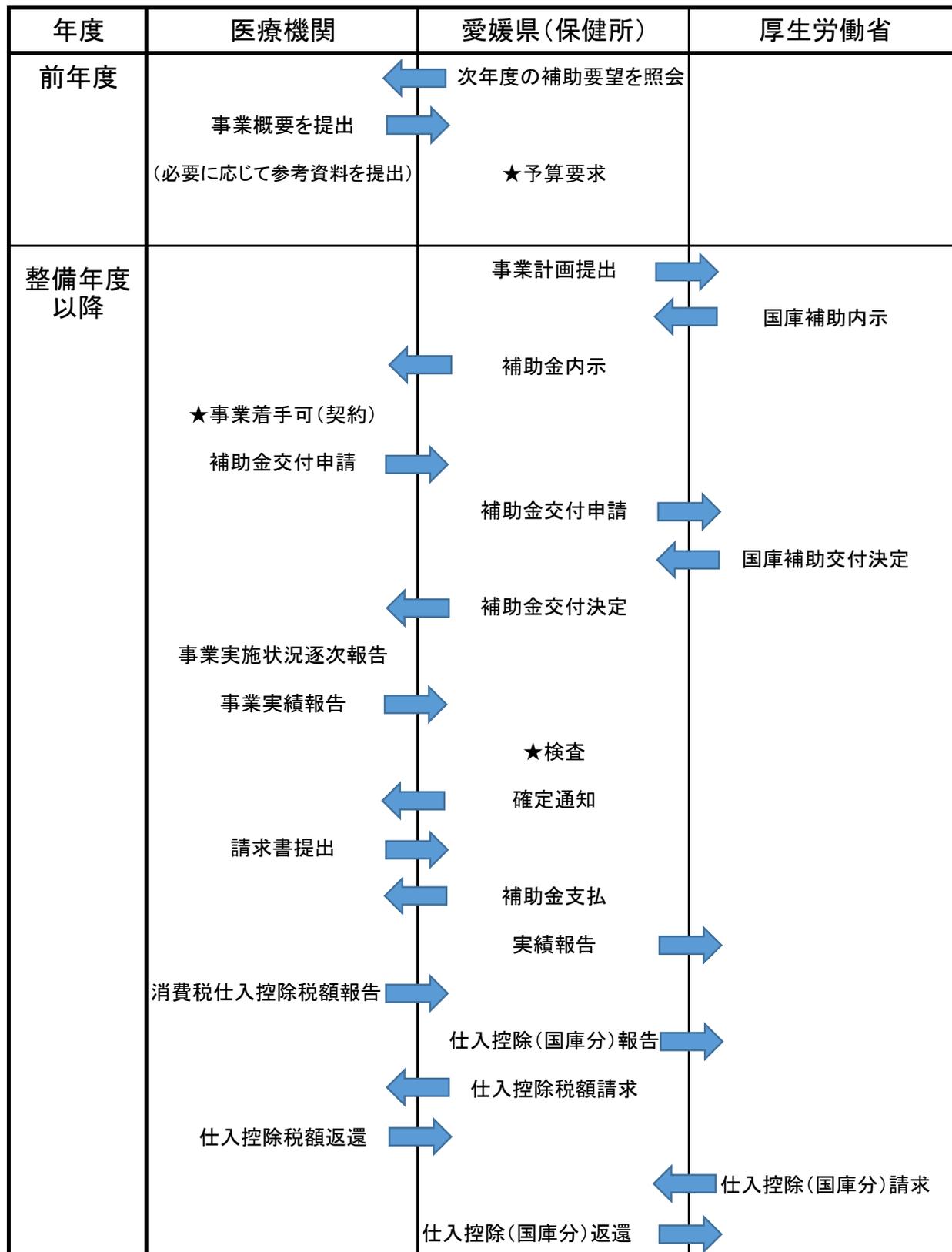


## 医療機関の施設整備・設備整備に係る補助事業の流れ



※厚生労働省所管の施設・設備整備事業補助金（医療施設等施設整備費補助金、医療施設等設備整備費補助金、医療提供体制施設整備交付金、医療提供体制推進事業費補助金）を活用する事業の大まかな流れであり、上記とは異なる場合もあります。

※施設整備については、複数年にわたる工事も可能ですが、補助申請は毎年度行う必要があります。

※事業実施に係る契約手続きについては、県の定める指針に従う必要があります。

※医療機関が所在する地域の各保健所を経由して書類を提出いただきます。

（松山市内に所在する医療機関は、直接、県庁医療対策課に提出いただきます。）